

合 併 公 告

令和3年8月25日

株主及び債権者各位

東京都新宿区新宿二丁目1番12号

(甲) 那須電機鉄工株式会社

代表取締役 鈴木 智晴

福島県会津若松市北会津町上米塚889番地

(乙) 会津碍子株式会社

代表取締役 大熊 幸夫

那須電機鉄工株式会社(甲)は、令和3年10月1日を効力発生日として、吸収合併により、会津碍子株式会社(乙)の権利義務全部を承継して存続し、乙は解散することといたしましたので、下記のとおり公告いたします。

甲は、会社法第796条第2項の規定に基づき、乙は、会社法第784条第1項の規定に基づき株主総会の承認を経ずに合併することを決定しています。また、甲は乙の全株式を所有していますので、本合併による甲の新株式の発行及び資本金の額の増加はありません。

記

1. 会社法第796条第3項の規定に基づき、この吸収合併に反対の甲の株主は、本公告掲載の日から2週間以内に、書面によりその旨をご通知ください。
2. この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載日の翌日から1箇月以内にお申し出ください。
3. 甲および乙の最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

(甲)

金融商品取引法による有価証券報告書提出済

(乙)

<https://kessan.info/190100398.html>

以上